

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
1	<p>(目的)</p> <p>この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会の役割及び活動原則並びに筑紫野市議会議員（以下「議員」という。）の責務、役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な事項が一定明確になり、市民との共通認識ができています。 ・一定進んだと思うが課題もある。その共有の場が必要。 ・市勢の発展に当然寄与しなければならないし、福祉のみならず市民生活のより良い環境づくりまで発展に寄与しなければならない。
2	<p>(基本理念)</p> <p>議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。</p>	平均 3.6点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営や委員会とも偏りなく公平公正である。 ・二元代表制の機能を充分発揮されている。 ・以前に比べて議員間の意見交換が行われるようになった。 ・二元代表制ではあるが、その点検が必要。 ・二元代表制の下、真に市民生活を支える観点での議論不足が伺える。 ・機能を最大限に発揮しているとは言えない。 ・市民の意見を充分反映させていない。 ・公平公正な議論をつくされているか？ ・市民を代表し、ということからすればまだまだ全市民の意思決定をとまではないか。 ・市民の意思の調整には欠ける。
3	<p>(議長の役割)</p> <p>議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議長は、議会活動の状況、市政の課題に対する議会の方向性等について広く市民に明らかにする役割を担うものとする。</p>	平均 4.3点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会を代表して、議会の意思を表明されている。 ・議長としての品位もあり識見豊富で広く市民に説明している。 ・前向きで一定公正公平な議会運営がなされている。 ・品位の保持と機能強化に向けての先導的な役割は果たされているが、第2項については、今からどのようにしていくかは課題である。 ・議長は強いリーダーシップを発揮しなければならないし、多様性を求められるので、寛容かつ冷静沈着であらなければならない。 ・市長、執行部との調整をしっかりとめてほしい。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
4	<p>(議会の活動原則) 議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、筑紫野市長（以下「市長」という。）及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視し、及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を立案及び提言することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、議会関係条例等を遵守し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	<p>平均 3.5点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会や議会見学会等の様々な企画立案により広く市民と議会との関係を維持している。 ・常任委員会や予算決算の審議についてまだまだ基本理念に則るには至っていない。 ・ホームページや報告会など市民との交流機会が広がったが法制立案に際しては、今後議会で行うべき課題である。 ・市民の意見を把握しきれていない。 ・議員相互の自由討議は、全ての議員では出来ていない。 ・自由な討議は不十分。自由な討議とはどういうことかを話し合う場が必要。 ・議会として、政策の立案及び提言が出来ていない。 ・常任委員会、特別委員会議事録が公開されていない。 ・議会運営のための規則、申し合わせ、条例の見直しが出来ていない。 ・市民とともにまちづくりの活動に取り組む点はまだ出来ていない。 ・条例等の見直しを絶えず行っているとは言えない。
5	<p>(議員の活動原則) 議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題のみならず、広く市政全般の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。</p>	<p>平均 3.6点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会として災害対策プロジェクトやホームページ改革プロジェクト等を行ってきたが、まだ課題は山積み。 ・地域の課題がやや多い。 ・広く市政全般の課題の把握のために、議員活動の視野を広げるとともにアンテナを張る必要がある。 ・一般質問をもう少し活発にする必要がある。 ・委員会での自由討議を更に活用すべき。 ・議員間討議がシステムとして成立していない。 ・自由な討議に対しては、自由さがまだまだ足りていない。 ・議員としての職責を自覚したうえでの意見が出されるようになったが、今ひとつ力となっているか？

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
6	<p>(議員の能力向上)</p> <p>議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。</p>	平均 3.8点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は定期的開催できている。 ・研修内容の計画的な充実を図る。 ・審議、政策の立案等に必要な能力向上を図る為に、市議会として講師を招いての研修をもっと増やすべき。 ・今後も図書機能をさらに活用し向上すべき。 ・ルールに則って質問など行われている。 ・全般についての質問にはいたっていない。
7	<p>(会派)</p> <p>議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、市政の課題に関して会派内及び会派相互での積極的な討議及び調整に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。</p>	平均 3.6点	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの会派の活動はとても良い。チーム筑紫野としてのベクトルが明確で、更なる躍進が楽しみだった。 ・会派内討議は十分に出来ているが、会派相互は不十分。 ・会派内はもちろん会派相互間は当然市政に対する情報等を共有しなければ検討、調整はできない。まずは会派内の結束が第一歩である。 ・会派代表と事務局長の存在が機能していない様に思う。 ・会派内の意思疎通が出来ていない気がする。 ・提言や予算要求などが少ない。 ・会派として政策立案や提言が出来ていない。 ・調査研究、政策立案などのため、情報収集・研修などの質・量の向上が必要。
8	<p>(市民参加の推進)</p> <p>議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。</p>	平均 3.5点	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ機能している。報告会など課題整理を今後どのように扱っていくのか。 ・公聴会、参考人制度を活用できていない。 ・制度活用方法の勉強が必要。 ・委員会運営の面でも傍聴人の参加が必要不可欠である。そのためには、市民に議会活動を理解していただく必要がある。 ・請願及び陳情に対しては誠実に対応している。 ・市民の要望などかなり取り入れている。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
9	<p>(会議等の公開等) 議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。 2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。 3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。</p>	<p>平均 4.3点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより、ホームページ、フェイスブック、報告会などあらゆるツールを駆使して情報を公開している。 ・会議等や議案の賛否は公開、公表している。議会報告や議会だよりも充実している。 ・積極的に対応しており、充分に実施している。 ・開かれた議会を目指している。 ・新庁舎となり、傍聴しやすい環境がさらに整った。 ・委員会のインターネット配信ができていない。 ・議会が持つ情報の提供、委員会会議録の公開ができていない。
10	<p>(広報の充実) 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。 2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。</p>	<p>平均 4.4点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ評価できる。 ・議会だより、ホームページ等での広報は活発に実施している。 ・各会派ともに広報誌を発行している。 ・広報委員会はとても充実しているし、積極的に活動している。 ・個人的にも議会報告している。 ・対極として国会がどのような動きになっているのかをしっかりと把握した上でそれぞれの事案を市議会にて討議する場も必要。そのことを踏まえて市議会として会派として広報に努める。
11	<p>(議会報告会) 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。</p>	<p>平均 4.7点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実に実施している。 ・毎回形を変えながら開催している。 ・議員全員で毎回趣向を凝らした議会報告会とした方がより市民との距離が近づく。 ・議会報告会は議員全員参加で実施しているが、参加が少なく、案内に問題がある。 ・工夫の余地有り ・今後、さらに参加者を増やせるような企画が必要。
12	<p>(市長との関係の基本原則) 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。</p>	<p>平均 3.5点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・うまく機能している。 ・対等でないことをひしひしと感じる。 ・二元代表制だが執行権の方が強いように感じる。 ・対等かつ緊張ある関係はなかなか保つのは難しい。 ・まず議会の権能について知ること。 ・議会、議員の権能を理解し、自らの機能を発揮していく(賛否など)

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
13	<p>(質疑応答等)</p> <p>議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。</p> <p>2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p>	平均 3.5点	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式でされている。 ・完全な一問一答方式ではない。 ・執行部と意見を戦わす一般質問を。 ・反問権の行使がされても良い。
14	<p>(政策等の監視及び評価)</p> <p>議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。</p>	平均 3.7点	<ul style="list-style-type: none"> ・監視能力を持っている。 ・以前に比べれば、審査要領を協議する中で充実してきている。 ・議員個人ではされている方もいるが、議会としては出来ていない。 ・監視を隅々まで出来ていないため、その効果や成果も評価できていない。 ・決算審査特別委員会で行われているが、短期間での評価が必要。
15	<p>(政策の立案及び提言)</p> <p>議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p>	平均 2.9点	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な政策の立案など提言が出来ていない。 ・議案の修正や条例の制定には至っていない。 ・賛否討論を各々議案に対し表示すべき。
16	<p>(議会の資料要求等)</p> <p>議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。</p>	平均 3.7点	<ul style="list-style-type: none"> ・資料要求もよく行われ、執行部もそれに応えるようにしている。 ・質問内容を説明すれば、それに応じた資料の提出がなされている。 ・適切に対応するよう努めるとあるが、市民目線まで深く掘り下げて対応してもらうためには、議会がしっかりと審議しなくてはならない。 ・資料の開示をもっと丁寧にしてほしい。 ・予算決算の際、出来るだけ資料を提出したくないと感じる時がある。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
17	<p>(法第96条第2項の議決事項) 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例（平成22年筑紫野市条例第23号）第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。 2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。</p>	平均 3.8点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想の策定改定に関するものが定められているので、進捗状況を確認。 ・議決事件として追加したが、総合計画の検証が出来ていない。 ・理由及び根拠を明確にしなければならないとあるが、この部分までの域に達することが不十分である。
18	<p>(自由討議の保障及び拡大) 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。 2 議員は、前項の議員相互の自由な討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。</p>	平均 3.6点	<ul style="list-style-type: none"> ・会派をこえて日常的には意見交換できている。 ・自由な討議は不十分。自由な討議とはどういうことかを話し合う場が必要。 ・政策議論として討議するには至っていない。 ・議員の相互討論が不足している。委員会でテーマをしぼった討論としては。 ・議論する場合、どうしても時間の制約がある。 ・議員間の自由な討議になれるようにすることが大事。 ・政策立案を今後しっかり取り組むべき。 ・条例の議案提出はもっと積極的に行うべき。 ・意見書提出は全会一致でないとい提出しにくいのはどうなのか。
19	<p>(政務活動費) 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	平均 4.2点	<ul style="list-style-type: none"> ・当議会は、1円から原本領収書だし、ホームページに公開も出来たし、日当も廃止した。 ・政務活動費は十分活用されている。又会計報告も正しく報告されている。 ・政務活動費については、市民から様々な意見はあるが、それに対して理路整然と説明ができるようにしなければならない。 ・有効活用に会派としても努力している。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
20	<p>(委員会の運営) 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。 2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	平均 3.6点	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計画や事務事業評価などを参考に行政事務の執行状況を検証することができていない。 ・現状では新たな行政課題などが議題になることがない。 ・新たに生じる行政課題等の一面には市民相談をどれだけ受けるかにかかっている。 ・資料等の公開はなされていると思う。 ・委員会の資料提供が出来ていない。 ・時間が限られてる印象がある。
21	<p>(議会図書室) 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	平均 3.3点	<ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室充実化プロジェクトチームを立ち上げ、一步前進した。 ・図書室機能が向上した。 ・新庁舎になり、図書室が広くなり、図書の整理、レイアウト等かなり充実してきた。今後は増書や議員の活用が課題。 ・資質向上のための資料の充実が必要。図書室資料の活用方法が十分でない。 ・図書室が政策研究の要となるため、これからの改善が重要。 ・図書室を生かしきれていない。 ・今後に期待。研修の必要あり。
22	<p>(議会事務局の体制強化) 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	平均 4.2点	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に配置されていると思う。 ・事務局職員は議会活動の円滑に努力している。議員研修にも同行し研鑽している。 ・サポートなど現在の事務局の体制は良いが、今後増員が必要。 ・議員の政策研究などの活動をサポートできる位の配置は必要。 ・よく働いて頂いているが、関係性について二者間で協議の必要あり。 ・職員の研修を保障する必要がある。 ・議会事務局の機能強化については、日頃からの討議打ち合わせを通してであるが、その中身は視察であったり、本会議であったり様々に想定される場面で行わなければならないと感じている。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
23	<p>(議員の政治倫理) 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	平均 4.3点	<ul style="list-style-type: none"> ・資産報告を確実にしている。 ・市民の奉仕者として倫理の向上に努めている。 ・信頼に背かないよう努力している。 ・自己地位の悪用はしていない。 ・市民の様々な信託に応えるべく、政治家としての倫理をわきまえ、常に不断の努力を重ねなければならないと肝に銘じている。
24	<p>(議員定数) 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。 2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。 3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	平均 4.1点	<ul style="list-style-type: none"> ・現体制で議会運営を行うことでよい。 ・以前議員からの提言があったが、それに対し議会での答申を充てた。定数の根拠は必要。 ・九州の一般的な市町村で見れば、人口、面積を鑑みると当市の議員定数は妥当である。 ・議員定数に関しては地域(小選挙区)等の選出制とした方が良いのか何れにしても市民の意思が反映されやすいように定めなければならない。 ・公聴会制度を具現化出来るように努めなければならない。
25	<p>(議員報酬) 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。 3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	平均 3.7点	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬については、市町村議員の不足など様々な問題が提起されている。今後議論が必要。 ・市民相談など一部歩合制にすると活性化するのは。 ・議員報酬は、人事院勧告で増減されている。近隣4市や類似する他市と比較してどうなのか。 ・議題にしたことはない。

議会基本条例に関する点検票

平成31年3月実施

条番号	条 文	現状の評価 5点満点(1~5)で 付けてください。	コメント
26	<p>(議会改革の推進) 議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。 2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>平均 4.4点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機能している。 ・議会改革推進会議を定期的開催することで、議員全員の体制が出来た。課題を各プロジェクトチームで検討することで、同時進行を進めることが出来た。 ・この4年間で様々なプロジェクトチームも作り、形としてきたことは良かったと思う。今後の課題は、政策立案や提案である。 ・特段の問題はない。 ・よく議論しながら議会改革を積み上げてきた。市民の参加、意見も取り入れるようにすると市民の関心が高まるかも ・継続的な取り組みとなると不断の意識改革が必要である。常に改善提案を旨とし、全員で討議していく必要がある。 ・課題を各議員からもらう取り組みも必要では。